令和2年度第２回特定非営利活動法人条例指定審議会議事録（要旨）

|  |  |
| --- | --- |
| 日時 | 令和２年９月７日（月）１４：３０～１６：４０ |
| 場所 | 大阪府立男女共同参画・青少年センター　３階　大会議室 |
| 出席者 | ＜審議会委員・五十音順＞永井委員（社会福祉法人大阪ボランティア協会理事・事務局長）※議題(2)議長代行初谷委員（大阪商業大学公共学部教授）※議長間嶋委員（㈱日本政策金融公庫国民生活事業本部大阪ビジネスサポートプラザ所長）山口委員（立命館大学共通教育推進機構教授）山本委員（税理士《近畿税理士会》）＜大阪府＞川口課長・下田課長補佐・松園総括主査・岩脇副主査 |
| 議題 | （１）大阪府特定非営利活動法人条例指定審議会運営要領の改正について（２）申出NPO法人に関する審議について（３）その他 |
| 【議事要旨】■議題（１）大阪府特定非営利活動法人条例指定審議会運営要領の改正について（議長）議題１について。前回の審議会において、今後の会議の開催方法としてウェブ会議システムの導入を図ることが承認された。本日の審議会開催に間に合うよう、私と事務局で運営要領の改正について早期に成案化するため、まずは改正案、新旧対照表を作成し、8月3日付けで事務局から委員の皆様に送らせていただいた。その後、事務局で規定の仕方や法規的に問題がないか等を庁内で確認いただき、運営要領の成案を作成、8月29日付けで決裁をさせていただいたところ。本日の審議会は、この改正後の運営要領に基づき、実施することから、審議会の冒頭にご報告させていただくもの。改正後の運営要領の第2条において、ウェブ会議システムによる出席は、会長が必要と認めるときに限っている。本日の審議会はその必要はないとの判断で、委員の皆様に審議会の場に実際にお越しいただき、審議会を開催することとした。それでは改正の概要について、事務局から報告をお願いしたい。（事務局）資料１について。運営要領の改正にあたって、審議会、大阪府の附属機関条例を所管する課にも確認をした。附属機関条例における「合議」とは集合して審議をすることであり、いわゆる“ウェブ会議”による開催も一堂に会してウェブ上で審議をするので、「合議をしたとみなす」という解釈、とのこと。ただし、現時点でウェブ会議による附属機関、審議会の開催方法について、府庁として統一的な規程を設ける予定はない、ということであった。そのため、今回、当審議会として、国や他の自治体等の要綱等も参考にして、運営要領の改正を行った。主な改正点として、まずウェブ会議システムによる出席に関する事項について新たに規定。全議員がオンライン出席による審議会の開催の場合もあり得るが、一部の委員がオンライン出席という場合も想定されるため、オンライン出席についてウェブ会議システムを利用した出席という形で定義し、ウェブ会議システムも「映像と音声の送受信により、相手の状態を相互に認識しながら通話することができるシステム」という形で定義をした。先日の審議会で法人のヒアリング方法については、直接対面でのヒアリングでない場合は、「音声と映像の共有」「リアルタイムのコミュニケーションが可能」ということが前提という結論だったので、その考え方を踏まえたものとなっている。次に、ウェブ会議システムを利用した出席については、会長が必要と認めるときに限ることとする。今申し上げたことが第２条の２第１項に規定されている。先日の審議会の議決事項として、法人のヒアリング方法について、対面での実施が困難または不適当と会長が認める時にはウェブ会議システム等により審議会に出席し、対面で実施するということになった。この考え方を踏まえて規定したもの。第２条の２第２項。音声や映像の中断等があった際の出席あるいは退席の取扱いについて、こちらも前回の審議会において、音声及び映像の共有を前提とするため、当初から音声のみを共有する方法は取らないが、「等」として、音声・電話による場合はリアルのコミュニケーションが可能なので、音声・電話は認めるという話になった。その考え方を踏まえ、映像が送受信できなくなった場合でも、音声が即時に他の委員に伝わり、適時的確な意見表明を、委員相互で行うことができるときは、出席者に含めることとした。また、映像のみならず、音声の送受信ができなくなった場合には、リアルに的確なコミュニケーションが取れないということで、その時間は退席しているものとみなすこととしている。２段目の「なお書き」のところは、８月３日付けで送付した案から変更している。当初の案には、「なお書き」の後に、なお、「ウェブ会議システムが復旧して」という文言があったが、音声が送受信できない場合は、システムのトラブルだけでなく、本人の事情によるトラブルなどもあることから、システムのトラブルに限定する必要はないため、この表現は削除した。再度、音声の送受信ができるようになった場合、その時刻から、再び出席したものとみなすことと明記している。第２条の２第３項で、委員以外の者がウェブ会議システムにおいて出席した際、例えばヒアリングに出席する法人等に対して、この規定を準用する旨を明記している。第５条で、ウェブ会議システムを利用して出席した者がある場合は、議事録にその旨を記載する規定を追加。第６条で、非公開とする場合の趣旨を徹底するため、ウェブ会議システムを利用して出席する者がある場合における取扱いとして、出席者以外の者に視聴させてはならないという規定について新たに規定している。その他所要の規定整備ということで、第１条及び第３条の規定整備を行ったところ。この運営要領にはないが、傍聴について前回ご質問があったので、会議の公開について所管する課に、オンライン開催の際の傍聴の考え方について確認した。府庁では、傍聴というのは来庁を前提としている。そのため、府民が来庁せず、例えば自宅等からパソコンやスマートフォン等で、会議・審議会の様子を動画で観る、審議会を会議の公開に代えて動画配信するという方法は、傍聴として認められないとのこと。ただ、昨今の情勢を受け、会議の公開に関する指針の改定をする必要があるのではないかという話は出ているが、現時点ではまだ何も決まっていないとのこと。（議長）今後、新型コロナウイルスの感染拡大の状況によっては、ここで定めたようなウェブ会議システムを利用して審議会を開催する場合も出てくるかと思う。その際はこの要領に従って進めさせていただくので、よろしくお願いしたい。続いて、議題２の更新申出法人の審査に移らせていただく。まず、審査の中で行われる法人ヒアリングの実施方法についてご報告する。審議会の進め方については、条例指定の更新申出に対する審議の進め方等について、前回の審議会における議決事項を踏まえて改訂を行った。本日は改訂後の「審議会の進め方について」に基づき実施する初めての法人ヒアリングとなる。先ほど、議題１でご報告したウェブ会議システムを利用した出席は委員だけを対象とするものではなく、委員以外の出席者についても、運営要領第２条の２第３項に基づき、準用されるもの。本日の法人ヒアリングについても委員の場合と同様、その必要はないとの判断のもと、指定更新の申出法人もヒアリングの場に実際にお越しいただくこととした。本更新案件は、前回７月１３日の審議会において、既に知事からの諮問書をいただいている。先日の審議会において、法人ヒアリング以降の審議については、継続審議となったことから、前回、法人ヒアリングを行うにあたって、事前に打ち合わせた内容は、議長代行、副会長預かりとなっている。私は前回申し上げましたとおり、更新申出法人である特定非営利活動法人大阪ＮＰＯセンターの理事を務めているので、運営要領及び審議会の進め方についての定めに従い、審議には加わらず終了まで退出する。以後の議事の進行については、副会長にお願いしたい。【議長　退室】■議題（２）申出NPO法人（特定非営利活動法人大阪ＮＰＯセンター）に関する審議について（事務局）書類審査及び現地調査の結果、更新申出法人はすべての指定基準に適合している旨を説明。（議長代行）法人に確認したい内容を整理。条例指定を受けたことによる法人の運営への新たな寄与。認定と条例指定の両方を活かした５年間の取組みと更新を活かした５年間の活動プラン。市民社会創造基金事業の制度の運用。更新された場合にどういう活動をして情報発信をし、改善し、寄附者を増やしていくのか。【法人入室　ヒアリング】　出席者　特定非営利活動法人大阪ＮＰＯセンター　事務局長　大友さん　　　　　　　　　　　　同　　　　　　　　　　　総務部　　榮さん　　　　　　　　　　　　同　　　　　　　　　　　総務部　　中出さん（法人）資料に沿って、次のとおり法人概要・事業概要を説明○　法人の目的については、民・産・官・学と連携して多様な市民活動の意味を社会に伝えたいということと、市民活動の創造、操業、運営を支援する。そういうことを通じて明るく豊かな社会の実現に寄与する。この目的に従って、いろんな事業を展開している。○　地域課題について。特に特定の地域が対象ということではなく、市民活動団体を支援するということで、あえて言うと市民自らが社会的課題解決をしようとする主体形成の問題。それとそう思っている市民が、協働して市民活動を作っていく社会構造の問題と、その二つがおそらく地域課題だと捉えている。主体形成の問題では、市民の皆さんが主体的に社会的課題解決のための活動をするということで、そのための相談や運営支援、組織化するためのサポートや、会計、労務、法務やそれに必要な知識・技術をサポートするようなセミナーを企画運営する。あと、個々の個人個人であるいは団体も単体ではできないので、その協働をコーディネートする。そのあたりが主体形成の問題と考えて事業を展開している。社会構造に関する問題については、本当は調査を通じて政策形成の提言ということになるが、この部分についてはまだ弱いかなと思っている。○　条例指定を活かした取組みについて。当法人は認定ＮＰＯ法人であり、大阪府の条例指定を受けた段階から、寄附キャンペーンを行っている。ＣＳＯフォーラムや、団体のイベント時にこういう制度があるよと広報活動をしたり、普段の相談支援活動の中で、団体から「この条例指定を考えているんですけど」といった場合に、「これについてはこういう制度ですので、こういうところに気をつけて申請してください」と。そういうことで、その条例指定を活かして我々のファンドレイジングというか寄附の活動もし、条例指定を広げるという二つの活動をしている。○　最後に協働の取組みについて。ＣＳＯアワードなどいろいろあるが、基本的には当団体の実施事業と言いながらも、協働でさせていただいている。特に申出書に書いてあるのは一般社団法人大阪青年会議所で、大阪青年会議所とは当団体の設立時から現在に至るまで協働して活動している。その他、ＮＰＯ法人に関しては、関西国際交流団体協議会とはワン・ワールド・フェスティバルという国際交流のイベントをしていて、当法人は最初から実行委員会に入ってサポート、協働している。金融機関との連携で、大阪商工信金や大阪シティ信金、日本政策金融公庫大阪創業センター、それと、堺・岸和田に行政からの委託で市民活動センターを持っているので、そちらでビジネスプランコンペをしている。さらに大阪市立大学と、ゼミやその研究調査で協働をしている。（委員）制度の指定を受けたことによって、どのようなインパクトがもたらされたのか。組織運営、事業の展開、あるいはその他支援者の新たな獲得などにおいて、実際この制度を効果的に活用できるものなのか。今後の制度の発展も含めて考えていくうえで、この５年の動きの中で、どのようなインパクトがもたらされたのか教えていただければ。（法人）大阪府のこの制度、条例制定にあたって、当センターが当時の府の担当の方と調査事業を行った。府域、だいたい60ぐらいのＮＰＯをヒアリングしたと思う。本当にニーズがあるかどうかという調査をして、やはりこういうニーズがあるらしいということで、この政策に結びついたと理解している。我々も中間支援団体として積極的にこの条例指定申請をした。この５年間どうだったかというと、一つは組織運営面で、認定ＮＰＯ法人でもあったということもあるが、なおさら、コンプライアンスの面や組織運営に関しては留意するようになった。これはセンターが見本になって、きちんとした会計処理する、広報活動をする、積極的に寄附を集める活動することで、それは指定を取ったことで、組織運営に関しては大きいインパクトがあったと思う。もう一点、団体で条例指定についてご検討されている方を知ることができた。全然知らない団体から、相談の依頼やサポートしてほしいということがあったので、条例に関する相談をきっかけに、当センターの知名度やその団体にとっても役に立つことができたというのは、おそらく認定よりもこちらの方があったのかなと思う。（法人）広報活動をするときに、国税の40％だけではなく、全部合わせて50％ですよということで、50も返ってくるというインパクトを与えられたと思う。（委員）忌憚のないご意見をいただければ。インパクトがない、ということまで含めた想定で作った質問でもあるので。（法人）寄附をしていただいた方に説明するのがなかなか難しい。（議長代行）共通の説明資料があったらとか。（法人）イラスト入りのわかりやすいようなものがあればよい。（法人）あともう一点、最初は確か横の連携があったような気がするが。コロナもあったので難しいかもしれないが、もう少し、この条例指定を取った団体同士で、意見交換とか、例えば寄附キャンペーンの時に集まって「こうですよ」みたいなものができればいいかなと思う。ホームページで感想等はダウンロードできるが、皆さんなかなか見てもらえないので、リアルでそういうことができたらと。（議長代行）伝えていくための工夫についてご意見もいただき、感謝。今、インパクトのお話、それから具体的な実際の運用、こういうのがあったらいいなというご提案をいただいた。それで、認定と条例指定の活用、両方持っていることの活用ということで、更新が叶えば、５年間活かしていけるということで、未来の５年間について、両方の相乗効果を狙ってこうだという、という部分にフォーカスした取組みをお聞かせいただきたい。（法人）やはりこの５年間は、コロナということもあり、団体さんからは運営資金の問題や寄附を集めたいという声を聴いているので、今まで以上に市民公益税制の話も含めまして、広報活動はしっかりやっていきたい。これについては、今指定を取っている団体と連携しながら、広報する活動をぜひやりたいと思っている。（法人）寄附の時に説明しやすい部分でもある。大阪府のこの制度を説明できたら、より一層、相手にとって理解の進むものになるなと思っているので、自分たちの寄附への範囲と、大阪府の範囲というのは分ける訳じゃなく、一緒にできるほうが相手にとっても魅力が増すのではないのかなと思っている。今後はそのような努力が必要なのかなと。（議長代行）ぜひお願いしたい。中間支援、ＮＰＯ支援の組織ということを活かしていただいて、普及いただいていることがよくわかった。（委員）貸借対照表を拝見したら、資産の中に占める割合で、基金がすごく大きな金額である。市民社会創造基金事業、具体的な事業としては、広報用資料にある「市民ファンド」のことか。（法人）もともとはセンター10周年の記念の時に作ったもの。そのときは市民ファンドということで、新しく社会的課題を解決するような事業をしたい方、創業された方に運転資金としても寄附をするという建付けであった。それを５年ぐらいやったが、その間、様々な基金が出てきたので、一つ、我々の役目は終えただろうと。今はＣＳＯフォーラムの中で、プランコンペという事業があって、その賞金をここから出している。北浜サロンという事業は、設立20周年の時に始まったが、その活動に使うことで、市民社会、市民社会組織、ＣＳＯの創業を支援するような事業に支出するという形で使っている。（委員）どんどん残高も増えてきている。その部分で未来の５年間、潤沢な資金をどのように活用されていく計画なのか。（法人）事務局の希望としては引き続き、大阪発で世界に向けて社会的課題を解決するような事業者のための創業資金、そういうところに使途を指定していきたいと思っている。（法人）アワードはどちらかというと、もうすでに活動されている方に対する顕彰。市民ファンドについてはこれからする方に対して、資金を支援するという形なので、少し違う。そういう切り分けをしている。アワードはずっと企業協賛金で運営した。（委員）条例指定の要件の一つに年間3,000円以上の寄附者が平均50人以上という要件があると思うが、27年の11月に指定を受けられてから、28年度は3,000円以上の寄附者が伸びたと思うが、推移を見ると、少し減少傾向にあるのがちょっと気になった。実際3,000円未満の寄附者の方も含めると、人数は増加傾向にあるのか、あと金額的にも大分増えてきているのか減ってきているのかというところはどんな感じか。（法人）おそらく増えているのは、20周年の時だったと思う。その時にいろいろな方からご寄附をいただいて、増えたと思う。（委員）損益計算書で経常収益の２番目に、受取寄附金という項目があって、寄附金がＣＳＯ支援受取寄附金と協賛受取寄附金に分かれているが。（法人）この中には協力会員のカウントも含んでいると思う。それから、会員が増えた時も、20周年とか認定ＮＰＯの更新時期も重なって、がんばって会員推進した時があったと思う。それでカウントが増えたと思う。全体的にはそんなに推移がない。会員としてだいたい200名前後ぐらい。寄附もそんなに変動がない感じである。やはり、20周年だったり、更新時期であれば、事業的に会員獲得するようにいろいろな方にお声がけした時もあるが。（委員）ぜひ事務局の方とも連携していただき、同じ横のＮＰＯのつながりもネットワークとして活用していただきながら、こういう条例指定という制度があるということと、各団体の制度をうまく周知していってもらえると、寄附も増えていくんじゃないかと思う。事務局とも力を合わせてやっていただければなと思った。（法人）寄附及び会員が減少していることは間違いない。特に会員については、設立２０年が経っているので、退会される方が増えている。それについても新しくセンターの活動についてご理解いただく、新しい会員を増やしていくということは引き続きやっているし、同時に寄附についても基本同じ。どちらかというと昔からの会員がアワードなどをやるために寄附してきたという経緯もあるが、そればかりに頼ってきたという点もあって、ちょうど２０年経ったので事務局と連携しながら、寄附者・会員の取得、新しい会員・新しい寄附者を増やしていくということで、この条例制度の方向に沿って進めていきたいと思っている。（議長代行）組織が20年、25年となっていくと、一緒に会員として参画いただいた方たちも同じく年代を経ていかれるので、新しい会員や寄附者の方にご参加をいただかないと、高齢化というと変だが、低迷していくことになる。ＮＰＯ支援センターという、性格、性質の団体なので、ＮＰＯの運営のモデルというか、寄附者を集めていくその姿も、きっとＮＰＯの皆さん、ＣＳＯの皆さんの励みになると思うので、おっしゃっていただいているような方向で進めていただくと素晴らしいなと思う。（委員）私も中間支援組織の仕事を設立時からしている。100年後の問題として、個別の活動の担い手の力量の向上がないと、支援してもどんどん砂に水をまくようなもので流れていってしまうなあというところがあり、支援者を支援するということへの支援の難しさを今日改めて確認し、と同時にこの制度が直接納税みたいなものなので、見識ある市民の、目利きを増やしていく必要も、また連携しながら導いていければと思った。何かコメントがあればぜひお寄せいただければと思うし、一緒に知恵を絞って横のつながりを広げられればなと。（法人）どちらというとセンターは単体でやってきたという傾向があって、それをよしとしてきた風潮みたいなものもあったと思うが、単体だけでやっていくということよりも、やはり連携して、一緒に積極的にやっていくという形で進められればと思っている。議長代行から案内のあった新型コロナに関する提言については、我々も積極的に参画するように努めた。先ほど会員規模の話が出たが、我々はどちらかというと、顔を突き合わせてお互い汗かきながら、じゃあ寄附して会員になりますとか、寄附をいただけるという感じで、そういうやり方をしてきたが、コロナがあったので、足しげく通うとか、その熱意でもって会員になってもらうとか、寄附をもらうというやり方は通用しなくなっていると思う。今こそやはりセンターのサポートは、ウェブツールを通じても寄附をもらえるような形にしていかないといけないと思っているので、そのあたりもぜひいろんな知恵をお借りしながら、進めていければと思っている。（議長代行）支援のあり方も、withコロナで見直したり、また新しいものを開発してということが求められているのかなと。もともと定款の中で民・産・官・学の連携ということは提示されていて、力がお有りだから単独でできてきたことも多いと思うが、そこを少し連携の層を広げてインパクトをもたらしていくというような姿勢を聞かせていただけたのかなと思う。では、今のご説明や質疑の応答をいただいた内容を踏まて、審議の方を進めさせていただく。【法人退室・委員審議】（議長代行）では、ヒアリングの内容を踏まえて、更新についての可否について協議したいと思うがいかが。（委員）地域性とその協働というところが、中間支援でかつ広域的にやっていると難しいところがあるが、今置かれている状況を真摯に捉えていただいて、かつ、この制度の発展への積極的なコメントをいただいたかなと思っている。積極的に更新への賛意を表したいと思う。（議長代行）要件（条例指定基準）は適ということ、ヒアリングを通してもよろしいのではないかというご意見。他はいかがか。（委員）長く続けていっていただけたらと思う。ＮＰＯ法人のためのＮＰＯ法人みたいな感じ。（議長代行）ＣＳＯというのはソーシャルビジネスとか、そういう創業支援も含めてということでなかなか分かりづらい。そういう中で、寄附を集めに行くことも積極的におっしゃっておられたのかなと思った。（委員）更新の方向で問題ないのかなと思う。この条例指定ＮＰＯ法人の筆頭として、いろいろ団体にも周知してもらったり、抱えている現状をしっかり認識されていたので、ぜひこの制度自体を普及していくのに、力になっていただけると思う。（議長代行）制度の中間支援、普及とか積極的におっしゃっていただいて、普段からも寄附者へのご説明ということで、制度についての説明もされている、そういうやり方を今条例指定している法人にも共有できるといいかなと。普及についても、事務局と委員と連携して進めていくことにもお力、アイデアを貸していただけそうな気がした。未来についても、今の時代、単体でできることも限られてきていて、セクターを超えながらやっていくことがトレンドという時代に来ていると思うので、そういう状況の認識も持っておられることが、大変印象に残った。（議長代行）審議の結果、更新申出法人については条例指定更新基準をすべて満たしていることが確認されたので、諮問にかかる法人については、大阪府地方税法第37条の２第１項第４号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を定めるための手続き等に関する条例第８条第３項において準用する第４条第１項に規定する基準に適合すると認めるのが相当である。会長（議長）が戻られたらその旨報告して、手続きを進めていただく。（全委員）⇒全会一致で了承。【議長再入室】（議長代行）審議の結果、更新申出法人については条例指定更新基準をすべて満たしているということが確認できたので、会長にご報告する。（議長）議長代行から報告をいただいたので、今後、事務局において答申案を取りまとめていただき、答申案ができたら、副会長（議長代行）にも確認いただく。答申が作成できたら、知事あてに提出し、その後事務局から、委員の皆様に報告させていただく。■議題（３）その他（事務局）更新の申出の手引について、ご報告させていただく。現行の手引は新規申出の際と更新申出の際の手続きの両方を掲載しているが、新規申出に関する事項が中心となっていて、更新申出の法人にとって必要な情報がわかりにくくなっている。今後、条例指定の有効期間満了に伴う指定の更新申出が順次見込まれることから、指定法人が申出期間内に更新申出をするかどうかの方針の決定も含め、早めにご準備していただくため、現行の手引をベースとして、指定更新の手続き等に関する事項をわかりやすく示せるよう、策定の過程で会長とも相談のうえ、更新申出の手引としてまとめた資料を作成した。「１　更新申出期間」で、該当法人が更新申出の時期を把握できるように、法人名と更新申出期間を掲載している。「２　指定更新の流れ」で、フロー図を掲載。また、審議会での審査で、更新申出法人にも審査の場にご出席いただき、ヒアリングをさせていただくことを明記した。「３　実績判定期間」で、５事業年度を実績判定期間としていることを明記。また、更新申出日が、決算時期の前後いずれになるかで、実績判定期間は変わるので、現行の手引で確認していただくよう、お知らせしている。「４　更新申出書類等」として、現行の手引の申出書等書式編に必要な書類の一覧が掲載されているので、そちらを確認するよう促すとともに、必要な書類のダウンロード先も掲載した。「５　その他」で、指定の取消しと認定との関係を掲載。特にこの認定との関係について、法に基づく認定更新申請書を提出する前日において、条例の指定更新がなされていてその効力が発生している法人については、条例個別指定法人として、認定基準のうちパブリックサポートテスト（ＰＳＴ）に関する基準を満たし、認定の更新が可能となることを掲載している。ご参考までに、今の条例指定の７つの指定法人は全て認定ＮＰＯ法人で、このうち、この条例個別指定によりＰＳＴ基準を満たしている法人は、３法人となっている。このように条例個別指定を活かして認定を取っている法人もいらっしゃることから、本条例の指定制度には意義があると事務局としても考えている。今後、更新申出期間の概ね３カ月前ぐらいをめどに更新対象となる法人に対して、この資料と参考資料３「審議会の進め方について」をお示しし、更新する場合の手続き等について、きちんと説明していくこととしている。（議長）この手引は実際に指定を取得されている法人の方向けに、重ねてお配りしようという趣旨で作成された。（委員）更新しない法人があったりすると、作成時点を早々に変えないといけなくなると思う。これが別表であればずっと使えるなと思った。審議会にかけないと更新できないみたいになってしまうと大変なのではないかと。（議長）今日、この資料そのものは報告事項になる。今回、こういう形で法人名を入れていただいたが、更新がいよいよ始まったということで、８月のこの機会に７法人全てに意識を高めていただくという意味合いで作っているもの。あと、委員からご指摘いただいた問題は、例えば１年に１回作り変えたときに、同じように報告すれば足りるのではないかと思うが、いかがか。特にこの資料も、どこがその指定を受けているのかということを周知したいという意味合いも含めている。（委員全員）異議なし。（議長）ではそのようにさせていただく。（事務局）条例指定制度広報セミナー（案）について事務局から報告させていただく。資料５を見ていただきたい。前回の審議会で、条例指定制度の広報、周知、活用促進のため、今年の12月から来年３月までの間に大阪府主催で制度広報セミナーを開催することを再確認いただいた。実施にあたっては、実施を予定していた５月の指定法人との意見交換会と、11月の指定法人とのディスカッションの当初の開催趣旨を充たすよう早期に企画することが前回の審議会で承認されたところ。事前に会長にご相談の上で、本日の審議会開催に先立ち、司会をお願いしたい委員と打ち合わせを行い、本日の配付資料をご確認いただき、お配りさせていただいた。具体的な資料の内容については、担当から説明をさせていただく。（事務局）開催の時期について、2021年の１月で開催できればと思っている。条例指定７法人すべに声をかけさせていただいて、できれば過半数の出席を確保できればと思っているが、出席・参加については法人の任意にさせていただく。この機会に条例指定法人には等しく広報させていただく機会としたい。併せて、審議会の委員の皆様にもご出席をお願いしたい。形式は、観客を入れずに収録編集して動画を配信するという形で行いたい。内容を伝えることを重視して作成していきたい。内容は、５月の審議会での意見交換会と、11月のセミナーで開催しようとしていた内容を統合し、２部構成で考えている。第１部は、各法人の発言を中心に構成して意見交換したい。第２部は、テーマを設定してのフリーディスカッションと、主催者等からのメッセージとしたい。まず第１部を仮のタイトル「指定７法人・ななつぼしの輝きを聴く」として60分で設定をしている。既に指定を受けている７法人がすべて出席いただけるという前提で、７法人の紹介をするとともに、条例指定を受けようと思った動機やメリット、あるいは条例指定を受けるにあたって、そのプロセスで感じたことや考えたこと、あるいは多様な事業形態の中でのＮＰＯ法人の存在意義や役割、そして安定的な運営を継続するための経理面、財務面での工夫や努力などについて、法人の生の声を伝えられるような内容とできればと思っている。これを受けて、各委員から特に経理や経営面でアドバイスをいただければ。第２部は、「Withコロナ時代のＮＰＯ法人―府民協働を発展のてがかりに」として、こちらも60分で設定をしたい。まず指定を受けてどのような効果があるのか。指定を活かしてどのような情報発信や府民協働の取組みをされているのか。あるいは支援の呼びかけも含めて、今後の活動の展望等についてお聞きできればと思っている。次に、ＮＰＯ法人の発展の手がかりとして、府民協働の可能性としての各法人の自治体の協働政策との関わり等を振り返って、経験談等をお聞きするとともに、今後の大阪府の府民協働の政策、本制度への期待・希望ということをお聞きする。それに対して、所管課である男女参画・府民協働課からのメッセージ及び条例指定審議会からのメッセージとして、会長からメッセージをいただければと思っている。最後に総合司会にまとめていただく。大きな流れとしてはそのようなことを考えている。今後、早急に日程調整をさせていただき、まず日程を確定するとともに、詳細は引き続き、司会をお願いする委員と相談のうえ、確定させていきたい。（議長）大体いつになりそうなのか、見通しはいかがか。（議長）（調整の結果）１月15、21、26、28日であれば可能。今日はこれぐらいの日程合わせとしたい。更新が始まって節目を迎えていることと、何よりも発端が、この制度を設けるにあたって、府としては当時非常に進めていた府民協働という考え方を、もう一度立ち返るというか、こういう時期に新たにどうあるべきかということ等もお話があればと期待もするところ。この制度は案外知られていないが、認定のＰＳＴを満たすという意味では、７法人の内３法人も現にお使いになっていらっしゃる。これはなかなか結構効果のある話だと思う。ですからこういうこともしっかりと知っていただけるといいのではないかと思っている。この件について何か質問等あれば。（委員）動画を作るというのは、リアルで集まってするというわけではないのか。（委員）１月は、季節性インフルエンザとダブルパンチで、なかなか不安定なので、まだ決めきれてない。選択肢は複数持っておいた方がいい。ただ、日程だけは確保しておきたいというところで、この前はまず、振れ幅は大きくしながらやりましょうと。最終的にできあがるのは動画。集まらない方がよりパーソナルな環境で画角もしっかりしたものが、引きの絵だけではなく撮れるのではないかという意見もあった。（委員）最終的には動画、広報用の動画素材を作成するというところ。しかしその場の空気を一緒に感じた方がより肌感覚で喋れることもあるかもしれないし、いや、音声、映像がクリアになるのは、パーソナルな環境の方がいいかもしれないとか、決めきれていない。（議長）ぜひ、全委員が協力して、よい広報素材ができればと思う。それでは、特に質問がなければ、この議題はこれでということにさせていただく。（議長）以上で本日予定していた議題は終了となるが、一点補足する。最初の運営要領の中の傍聴については、前回のご指摘もあり、公開の条項はあるが、実際いろいろなやり方が行われているようである。大阪府では、先ほど説明のあったような状況なので、今後それらの状況も見ながら、今後、もし何かこういうやり方で府としては標準でいきたいという話が出てくるようであれば、またお知らせできるかと思う。【以上】 |